

## 練馬まちづくりセンター運営協議会設置要綱

(平成18年10月31日要綱第3号)

### (目的)

第1条 区民主体のまちづくり活動の推進を図るため、財団法人練馬区都市整備公社内に設置する練馬まちづくりセンター(以下「センター」という。)が適切公正な運営や効果的な事業を行い、広く区民に利用され、練馬区内のまちづくり活動の促進に資するよう助言を行う組織として、練馬まちづくりセンター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、つぎに掲げる事項について協議を行う。

- (1) センターの企画運営に関し、区民参画の観点から意見を述べること
- (2) センターの事業展開について、区民の多様で自主的な活動を促進する観点から意見を述べること
- (3) その他センター運営全般に関し、意見を述べること

### (組織)

第3条 協議会は、理事長が委嘱または任命する以下の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
  - (2) センター事業関係者 5名以内
  - (3) 公募区民 2名以内
  - (4) 練馬区関係部署職員 1名
  - (5) 事務局長 1名
- 2 委員の任期は2年とし、公募区民を除き再任を妨げない。また、補欠および増員により選出された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

( 庶務 )

第 5 条 協議会の庶務は、練馬まちづくりセンターが行う。

( 委任 )

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。